

有害動物捕獲支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項（以下、「法律第9条第1項」という。）に基づき、生活環境被害を発生させた有害動物を捕獲する市民の負担を軽減させる支援策について必要な事項を定めるものとする。

(対象動物)

第2条 市内において人家等に営巣し、騒音やふん害等の生活環境被害を発生させた有害動物であるハクビシン、その他動物愛護センター所長（以下、「センター所長」という。）が必要と認める動物（以下、「ハクビシン等」という。）とする。

(支援内容)

第3条 センター所長は、前条に規定するハクビシン等の捕獲を実施する市民からの要請があった場合は、次の各号に掲げる事項について支援するものとする。

- (1) ハクビシン等の捕獲方法等についての助言
- (2) 捕獲器具の貸し出し
- (3) 捕獲したハクビシン等の処分

(事務)

第4条 前条に規定する支援に関する事務については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) ハクビシン等の捕獲方法等についての助言は、動物愛護センターが行うものとする。
- (2) 捕獲器具の貸し出しについては、期間を限定して無料貸し出しとする。
- (3) 捕獲したハクビシン等の処分については、捕獲許可を取得した者が実施するものとする。

(申込み)

第5条 前条第2号に規定する支援を希望する市民は、有害動物捕獲支援依頼書（別記様式）をセンター所長に提出しなければならない。

2 前項に規定する依頼書には、法律第9条第1項の規定により申請し交付された許可証の写しを添付しなければならない。

(損害賠償)

第6条 捕獲器具の貸し出しを受けた市民が、故意又は重過失によって捕獲器具を滅失し、又は毀損したときは、現物により弁償しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。